

徳島県告示第三百七十三号

徳島県東部農林水産局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	勝浦郡上勝町大字傍示 字宮太尾	令和四年五月十六日から 令和四年六月十六日まで